(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 久喜市菖蒲町下栢間字下在来八四一番一から同市菖蒲町下栢間字下在来七〇八番三まで | 前 | 五〇・七〇～一四二・六四メートル | 〇〇・三六七キロメートル |
| | 後 | 六七・二三～二四九・七一メートル | 〇・三六七キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

**○関東地方整備局告示第二百四十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十一日

路線名　供用開始の区間　関東地方整備局長　深澤　淳志
二十号　長野県諏訪郡富士見町富士見字神戸原向原二九一五番一から同町富士見字根重二六六番一まで　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃　長野県諏訪郡富士見町富士見字根重一九六一番一地先から同町富士見字東ノ谷一九三八番二地先まで　〃

供用開始の期日　平成二十六年四月二十一日

**○関東地方整備局告示第二百五十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十一日

路線名　供用開始の区間　関東地方整備局長　深澤　淳志
二百九十八号　市川市鬼高三丁目七六二番一地先から同市鬼高三丁目八三二番一一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月二十一日

**○北陸地方整備局告示第六十六号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十一日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　登録番号
北陸地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人　石川県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 宮永　元洪 |
|---|---|
| 変更後 | 〃 |

(2)　変更年月日
平成二十六年三月三十一日

**○北陸地方整備局告示第六十七号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十一日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　登録番号
北陸地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社　新潟建築確認検査機構
三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

| 変更前 | 若月　康二 |
|---|---|
| 変更後 | 五十嵐久佳 |

(2)　変更年月日
平成二十六年四月一日

**○近畿地方整備局告示第七十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 敦賀市鉄輪町二丁目四番四から同市鉄輪町二丁目五番十まで | 前 | 一二・四〇～一四・三五メートル | 〇〇・一二一キロメートル |
| | 後 | 一二・四〇～一七・六三メートル | 〇・一二一キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第七十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 加古川市野口町野口字土ブタイ七七八番六から同市加古川町美乃利字石ケ坪三二七番一まで | 前 | 四〇・〇〇～六三・〇〇メートル | 〇〇・八六〇キロメートル |
| | 後 | 四〇・〇〇～五八・〇〇メートル | 〇・八六〇キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所